

岡山県図書館協会会費に関する細則 (平成 12 年 6 月 5 日)

最終改正 令和 2 年 6 月 26 日

第 1 条 この細則は岡山県図書館協会会則第 6 条によって定める。

第 2 条 会費は、施設会費と個人会費の 2 種とし、施設会費をさらに A・B・C・D・E・F・G・H・I の 9 段階にわけ、施設会費のランクの基準及び金額については、別表のとおりとする。

2 個人会費は、年間 1,000 円とする。

第 3 条 この細則の変更は総会の議決による。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

附 則

第 2 条関係別表
(別添)

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

附 則

この細則は、平成 20 年 5 月 26 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

附 則

この細則は、平成 21 年 5 月 25 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

附 則

この細則は、令和 2 年 6 月 26 日から実施する。
制定から実施までの間、会費については従来例による。

岡山県図書館協会会費に関する細則 別表

ランク	基準	金額
A	県立図書館	62,000
B	人口40万人以上で、複数図書館設置の市における中心図書館	60,000
C	人口10万人以上で、複数図書館設置の市における中心図書館	22,000
D	大学図書館・岡山県議会図書室	17,000
E	人口10万人未満で、複数図書館設置の市における中心図書館	12,000
F	複数の図書館設置の町村における中心図書館・短期大学図書館・高等専門学校	11,000
G	人口10万人未満の市の単独図書館	9,000
H	町村における単独図書館	6,000
I	公民館図書室	3,000
※ 私立図書館及び諸施設についての会費は総会で決定する。 ※ 中心図書館の施設会費金額には、複数図書館分も含まれる。 ※ 県立図書館施設会費には全国公共図書館協議会負担金が含まれる。		